

令和4年度連携研究スキームによる研究(委託研究課題) お問合せ一覧(公募:令和4年8月29 日(月)～令和4年10 月11 日(火)12 時)

	お問合せ内容	回答
1	連携スキームの予算での出版を計画している図書に、連携スキームのメンバーではない専門家に執筆いただくことは可能でしょうか？	→コンソーシアムに参画せずに研究の遂行に協力する者へ、原稿の執筆等に対する謝金を支払うことは可能です。
2	海外の専門家にコンソーシアムに加わっていただくことを検討しております。海外の大学とコンソーシアムを構築することは可能でしょうか？	→日本国内の研究拠点で研究を実施していただくことが原則ですが、国外の研究機関が有する特別な研究能力、研究施設等の活用の観点から必要と認められる場合には、この限りではありません。応募に当たってその必要性について、予め整理をしてください。
3	海外の大学とのコンソーシアムの構築が可能である場合、e-Radの所属研究機関コードを保有していないのですが、こちらの記入は必須項目でしょうか？	→海外の研究機関の研究者は、研究代表機関の研究者とみなしてe-Radに登録してください。所属研究機関コード欄には研究代表機関の所属研究機関コードを記載してください。
4	公募要領3頁にある「4 応募者の資格要件」の「②複数の研究機関等がコンソーシアムを構成して研究を行う場合の要件」イに、「コンソーシアムと農林水産政策研究所が契約を締結するまでの間に、コンソーシアムとして、実施予定の研究課題に関する規約を策定すること(規約方式)、コンソーシアム参加機関が相互に実施予定の研究課題に関する協定書を交わすこと(協定書方式)又は共同研究契約を締結すること(共同研究方式)が確実であること。」とありますが、上記の方式について、テンプレートはありますか？また、テンプレートをこちらで英訳して利用しても差し支えないでしょうか？	→採択後にひな形をお示しいたします。また英訳についても差し支えございません。
5	公募要領3頁にある「4 応募者の資格要件」の「②複数の研究機関等がコンソーシアムを構成して研究を行う場合の要件」イに、「コンソーシアムと農林水産政策研究所が契約を締結するまでの間に、コンソーシアムとして、実施予定の研究課題に関する規約を策定すること(規約方式)、コンソーシアム参加機関が相互に実施予定の研究課題に関する協定書を交わすこと(協定書方式)又は共同研究契約を締結すること(共同研究方式)が確実であること。」とありますが、これらの策定や締結は、本公募の採択後の対応という理解で宜しいでしょうか？	→ご認識のとおり、採択後となります。(公募要領の別紙6「連携研究スキームによる研究(委託研究課題)」に係る契約方式について」のうち「1. 公募から契約締結までの事務の流れ」を御参照ください。)
6	公募要領13頁、「(10)博士課程学生の処遇の改善について」で、若手研究者の処遇改善が求められています。ポスドクや博士後期課程、修士、学部生に尽力いただいた研究について、彼らを第一著者として学会発表や論文投稿を行うことは可能でしょうか？	→可能です。なお、公表に当たっては、「連携研究スキームによる研究(委託研究課題)」を活用して行っているものであることを明示していただきます。
7	公募要領7頁、「8(3)研究成果等の公表」に、「各研究機関等においては、原則としてその研究成果について学会誌(査読付き)等への論文投稿を行っていただきます」とあります。こちらは、各研究機関等が学会誌(査読付き)等への論文投稿を行うものの、今回実施する研究成果のうち、研究成果等概要報告書や研究成果等最終報告書の提示に留まる部分はあっても良いと理解して宜しいでしょうか？	→ご認識のとおりです。
8	研究開発責任者となる可能性のある者が、海外派遣される可能性がございます。出張の位置づけであり、現地で研究することに問題はなく、継続して実施可能です。また、代表機関に継続して所属しております。現状は国内に在住しているのですが、6ヶ月間海外に居住することとなりますので、仮に海外派遣が決まった場合、研究開発責任者にはなれないと理解して宜しいでしょうか？	→研究の遂行や各所との連絡調整が継続的に実施可能であれば、長期海外出張中であっても、例外的に引き続き研究開発責任者になっていただくことは差し支えないかと存じます。
9	仮に海外派遣が決まった場合、研究開発責任者が否かに関わらず、下記の費目で予算を利用することは可能でしょうか？ ・今回の連携スキームの研究成果を日本国内の学会で報告するため、海外派遣先から日本へ一時帰国する際にかかる交通費、日当、宿泊費等の費用。	→委託事業との関係及び必要性が明らかな場合に限り、学会参加のための旅費等は計上可能です。